

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する書類

(吸収分割株式会社の事前開示事項)

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力株式会社

平成 30 年 6 月 1 日

株式会社 JERA との吸収分割に係る事前開示事項

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 勝野 哲



中部電力株式会社（以下「当社」という。）は、株式会社 JERA（以下「JERA」という。）との間で締結した平成 30 年 5 月 9 日付吸収分割契約に基づき、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、JERA を吸収分割承継会社として当社が営む燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を JERA に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といい、本件分割に係る契約を「本件分割契約」という。）を行います。

本件分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 本件分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別添 1 をご参照ください。

2. JERA が本件分割に際して当社に対して交付する JERA の株式数並びに JERA の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 1 号イ、会社法第 758 条第 4 号イ）

別添 2 をご参照ください。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条 2 号）

該当事項はございません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はございません。

5. JERA についての事項

(1) JERA の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第 782 条第 1 項、会社法施

行規則第183条第4号イ)

別添3をご参照ください。

- (2) JERAの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時決算書類等の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はございません。

- (3) JERAの最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号ハ）

別添4をご参照ください。

6. 当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はございません。

7. 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及びJERAの債務（当社が本件分割によりJERAに承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第6号）

別添5をご参照ください。

8. 吸収合併契約等備置開始日（会社法第782条第2項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。以下同じ。）の後、本件分割の効力発生日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第7号）

該当事項はございません。

別添1 本件分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

すると
第183

）他の
上法第

1の会
第782

が本
（会

備置
号に
し、会



吸収分割契約書

中部電力株式会社（以下「甲」という。）と株式会社JERA（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲が営むガス・LNG販売事業（甲の発電カンパニーが行う事業をいう。）、LNG受入・貯蔵・送ガス事業、以下の発電所における火力発電事業（リプレース・新設事業を含み、バイオマス専焼発電事業を除く。）、及びこれら事業に係る本店管理機能並びにこれらに付帯関連する事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第4条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

- ・新名古屋火力発電所
- ・四日市火力発電所
- ・知多火力発電所
- ・武豊火力発電所
- ・西名古屋火力発電所
- ・渥美火力発電所
- ・知多第二火力発電所
- ・川越火力発電所
- ・碧南火力発電所
- ・上越火力発電所

第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

甲（吸収分割会社）

商号：中部電力株式会社

住所：愛知県名古屋市東区東新町1番地

乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社JERA

住所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成31年4月1日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して普通株式 5,000,000 株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について、株主総会の承認を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、両当事者が別途合意する事項を除いて、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条（本件事業の運営）

甲は、効力発生日までの間、自ら又は関係会社を通じて実施する本件事業を、善良な管理者の注意義務をもって、また、事業価値を毀損することのないよう法令及びその社内規程に従い、通常の業務の範囲内で適切に行うものとする。

第10条（本契約の変更・解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

1. 本契約は、次のいずれかの事由が生じたときは、その効力を失う。
 - ① 第7条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき
 - ② 法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったとき
2. 本件分割は、乙と東京電力フュエル&パワー株式会社との間の平成30年5月9日付吸収分割契約に基づく吸収分割が効力を生じない場合には、効力を生じないものとする。

第12条（準拠法・紛争解決方法）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、被告となる当事者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年5月9日

愛知県名古屋市東区東新町1番地

甲 中部電力株式会社

代表取締役社長

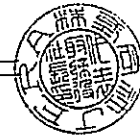
社長執行役員 勝野 哲



東京都中央区日本橋二丁目7番1号

乙 株式会社JERA

代表取締役社長 垣見 祐二



承継対象権利義務明細表

効力発生日における以下の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

① 現金（預金）

3,350 億円

② 本件事業に属する貯蔵品及びその他の流動資産（但し、上記①以外の現預金並びに甲乙合意した売掛金、諸未収入金、貸倒引当金及びその他の流動資産を除く。）

(2) 固定資産

① 有形固定資産

以下の火力発電所、LNG基地等を含む本件事業に属する有形固定資産

- ・ 新名古屋火力発電所
- ・ 四日市火力発電所
- ・ 知多火力発電所
- ・ 武豊火力発電所
- ・ 西名古屋火力発電所
- ・ 渥美火力発電所
- ・ 知多第二火力発電所
- ・ 川越火力発電所
- ・ 碧南火力発電所
- ・ 上越火力発電所
- ・ 川越LNG基地
- ・ 四日市LNGセンター
- ・ 上越LNG基地
- ・ 知多LNG共同基地（甲持分）
- ・ 火力発電事業用（ガス事業用との共用を含む。）の導管等
- ・ 火力研修所設備

② 無形固定資産

本件事業のみに用いられている商標権及びその他甲乙合意した無形固定資産（但し、以下の特許権以外の特許権（これを受ける権利を含む。）を除く。）

- ・ 出願番号 PCT/JP2017/019600 に係る特許権（これを受ける権利を含む。）の甲持分の一部

③ 投資その他の資産

以下の法人及びその他本件事業のみに属する業務を行う法人の株式又は持分並びに本件事業に属する投資その他の資産

- ・ 知多エル・エヌ・ジー株式会社
- ・ 知多棧橋管理株式会社
- ・ 愛知衣浦バイオ株式会社
- ・ 霞棧橋管理株式会社（平成 30 年 6 月に中部冷熱株式会社からの現物配当により株式を取得予定）
- ・ 石炭資源開発株式会社
- ・ セントラルLNG SHIPPING株式会社
- ・ セントラルLNGマリンフューエル株式会社

2. 負債

(1) 流動負債

① 短期借入金

5,992 億円（乙が応分負担すべき有利子負債として、乙に承継させることを前提に、甲が、効力発生日の前日までに別途金融機関から借り入れる予定の短期借入金）

② 本件事業に属する諸前受金及びその他の流動負債（但し、上記①以外の借入金並びに甲乙合意した買掛金、未払金、未払費用、未払税金及びその他の流動負債を除く。）

(2) 固定負債

本件事業に属する固定負債

3. 契約

本件事業に関して締結された一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、以下のものを除く。

① 雇用契約

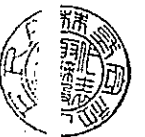
② 上記 1. 及び 2. により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務

4. 許認可等

甲が本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの

5. 承継対象権利義務からの除外

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上又は契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。



別添2 JERAが本件分割に際して当社に対して交付するJERAの株式数並びにJERAの資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法第782条第1項，会社法施行規則第183条第1号イ，会社法第758条第4号イ）

1. 交付する株式の数及び相当性

JERAは、本件分割に際して、普通株式500万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

本件分割は、当社と東京電力フュエル&パワー株式会社（以下「東京電力FP」という。）による燃料・火力発電分野における包括的アライアンスの一環として実施するものであり、東京電力FPは、本件分割と同時に、東京電力FPが営む燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等（以下「東京電力FP本件事業」という。）に関して有する権利義務をJERAに承継させる吸収分割（以下「東京電力FP分割」といい、本件分割と併せて「本件共同分割」という。）を行います。JERAは、東京電力FP分割に際して、当社への割当てと同数の普通株式500万株を新たに発行し、その全部を東京電力FPに割当て交付いたします。

当社は、本件共同分割において、本件分割により当社が交付を受けるJERAの普通株式数を1とした場合に、東京電力FP分割により東京電力FPが交付を受けるJERAの普通株式数（以下「株式割当比率」という。）の公正性及び妥当性を期すため、当社、JERA及び東京電力FPから独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）をファイナンシャル・アドバイザーとして選定し、株式割当比率の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社、JERA及び東京電力FPの関連当事者には該当せず、本件共同分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、株式割当比率の算定にあたって、本件事業及び東京電力FP本件事業（以下あわせて「本件共同分割対象事業」という。）につき、将来の事業活動の状況を評価に反映させることが可能であるという観点からディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）を採用して算定を行っております（注）。

上記手法を用いた野村證券による株式割当比率の算定結果は、以下のとおりです。

| 算定手法 | 当社 | 東京電力FP |
|------|----|-----------|
| DCF法 | 1 | 0.73~1.26 |

当社は、野村證券による算定結果を参考に、本件共同分割対象事業の財務の状況、資産の状況、将来の見通しなどの要因を総合的に勘案して、東京電力FPと慎重に協議を重ねた結果、最終的に株式割当比率を1:1とすることで合意しており、その内容は相当であると判断しております。

(注) 野村證券は、株式割当比率の算定に際して、当社及び東京電力FPより提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及び東京電力ホールディングス株式会社とそれらの関係会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査

定を行っておらず、また、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式割当比率算定は、野村證券が当社に算定結果を報告した平成30年2月26日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、本件共同分割対象事業の財務予測（利益計画その他の情報を含みます）については、当社の経営陣により当該時点で得られた最善の予測及び判断に基づき合理的に作成または検討されたことを前提としております。

2. JERAの資本金及び準備金の額の相当性

JERAは、本件分割に際し、資本金及び準備金の額を変更しませんが、これは、JERAにおける資本政策及び本件分割後の事業運営等を勘案し決定したものであり、JERAが当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

別添 3 JERA の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第 782 条第 1 項，会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

計 算 書 類

第3期

2017年4月 1日から

2018年3月31日まで

株 式 会 社 J E R A

貸借対照表
(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 199,821 | 流動負債 | 147,698 |
| 現金及び預金 | 63,107 | 買掛金 | 49,231 |
| 売掛金 | 114,334 | 短期借入金 | 63,000 |
| 商品 | 9,180 | 未払金 | 32,723 |
| 前払費用 | 610 | 未払費用 | 755 |
| その他 | 12,588 | 未払法人税等 | 163 |
| 固定資産 | 451,102 | 繰延税金負債 | 1 |
| 有形固定資産 | 641 | 前受金 | 491 |
| 建物 | 400 | 預り金 | 20 |
| 工具器具及び備品 | 240 | その他 | 1,310 |
| 無形固定資産 | 6,193 | 固定負債 | 107,200 |
| 商標権 | 37 | 長期借入金 | 100,000 |
| ソフトウェア | 2,056 | 関係会社長期借入金 | 7,200 |
| ソフトウェア仮勘定 | 4,099 | 繰延税金負債 | 0 |
| 投資その他の資産 | 444,268 | 負債合計 | 254,899 |
| 投資有価証券 | 7,216 | (純資産の部) | |
| 関係会社株式 | 406,001 | 株主資本 | 396,018 |
| その他の関係会社有価証券 | 29,930 | 資本金 | 5,000 |
| その他 | 1,119 | 資本剰余金 | 373,209 |
| | | 資本準備金 | 1,250 |
| | | その他資本剰余金 | 371,959 |
| | | 利益剰余金 | 17,809 |
| | | その他利益剰余金 | 17,809 |
| | | 繰越利益剰余金 | 17,809 |
| | | 評価・換算差額等 | 6 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 3 |
| | | 純資産合計 | 396,024 |
| 資産合計 | 650,924 | 負債・純資産合計 | 650,924 |

損益計算書
 (2017年4月 1日から
 2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高 | | 1,785,891 |
| 売上原価 | | 1,786,206 |
| 売上総損失 | | 314 |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,000 |
| 営業損失 | | 5,314 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 14,092 | |
| その他 | 261 | 14,353 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 466 | |
| 為替差損 | 86 | |
| その他 | 47 | 601 |
| 経常利益 | | 8,437 |
| 税引前当期純利益 | | 8,437 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3 | |
| 法人税等還付税額 | △ 152 | △ 148 |
| 当期純利益 | | 8,586 |

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | 純資産 合計 |
|-------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|----------------------------|------------------|----------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主 資本 合計 | その 他有 価証 評価 差額 | 繰 延 損 益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | その他 利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 5,000 | 1,250 | 371,959 | 373,209 | 9,222 | 9,222 | 387,432 | 6 | — | 6 | 387,438 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | — | — | 8,586 | 8,586 | 8,586 | — | — | — | 8,586 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | — | — | — | — | — | — | — | △4 | 3 | △0 | △0 |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 8,586 | 8,586 | 8,586 | △4 | 3 | △0 | 8,586 |
| 当期末残高 | 5,000 | 1,250 | 371,959 | 373,209 | 17,809 | 17,809 | 396,018 | 2 | 3 | 6 | 396,024 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっております。

無形固定資産は定額法によっております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理及び振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・燃料スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象・・・燃料調達債務等

③ ヘッジ方針

当社の業務範囲の内、実需取引に基づくキャッシュフローを対象に、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引を実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

燃料スワップ取引については、ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略しております。

為替予約取引については、リスク管理方針に従い、原則として為替予約の締結時にヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されていることから、有効性の評価を省略しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

| | |
|----------------|---------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 326 百万円 |
|----------------|---------|

(2) 保証債務等

① 借入金に対する保証債務

| | |
|--|------------|
| Cricket Valley Energy Partners, LLC | 21,499 百万円 |
| Ichthys LNG Pty Ltd. | 12,495 百万円 |
| TeaM Energy Corporation | 8,246 百万円 |
| JERA Trading International Pte. Ltd. | 3,953 百万円 |
| PT Cirebon Energi Prasarana | 3,240 百万円 |
| MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V. | 3,203 百万円 |
| その他 | 5,277 百万円 |
| 合計 | 57,915 百万円 |

② 電力販売契約の履行などに対する保証債務

| | |
|--|------------|
| JERA Energy America LLC | 17,146 百万円 |
| MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V. | 3,857 百万円 |
| Chubu Electric Power Korat B.V. | 3,144 百万円 |
| 株式会社常陸那珂ジェネレーション | 2,985 百万円 |
| TeaM Sual Corporation | 1,593 百万円 |
| KEPCO Iijian Corporation | 1,147 百万円 |
| その他 | 3,156 百万円 |
| 合計 | 33,030 百万円 |

(注)上記①及び②には東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社（以下「保証会社」といいます。）が行っている債務保証が含まれております。保証会社に損失が生じた場合には当社がこれを補填する契約を締結していることから、当社が保証債務を負担した場合と実質的・経済的に同等の効果をもたらすものとして記載しております。

（保証会社別の内訳）

| | |
|------------------|------------|
| 中部電力株式会社 | 68,704 百万円 |
| 東京電力ホールディングス株式会社 | 11,110 百万円 |

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

| | |
|----------------|-------------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 115,315 百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 3,821 百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 7,200 百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|-----------|---------------|
| 売上高 | 1,748,723 百万円 |
| 仕入高 | 47,867 百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 14,541 百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

10,000,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金であり、将来減算一時差異等の全額に評価性引当額を計上しているため繰延税金資産を計上していません。

繰延税金負債の発生の主な原因は、繰延ヘッジ損益であります。

6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また短期的な運転資金については短期借入により調達しております。

売掛金は燃料の販売事業収益に係る債権等であり、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先は優良な株主等に限定されております。

投資有価証券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券は非上場の有価証券であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

長期借入金は事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利で調達しております。

買掛金は燃料調達に係る債務であり、主に1ヵ月以内の短期の決済であります。なお外貨建ての買掛金については為替変動リスクに晒されておりますが、原則として、為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引については、取引の実施権限等を定めた社内規程に基づき、燃料調達債務等を対象とした燃料スワップ取引及び為替予約取引を実施しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|----------|---------|-------|
| 資産 | | | |
| ① 現金及び預金 | 63,107 | 63,107 | — |
| ② 売掛金 | 114,334 | 114,334 | — |
| 負債 | | | |
| ③ 買掛金 | 49,231 | 49,231 | — |
| ④ 短期借入金 | 63,000 | 63,000 | — |
| ⑤ 未払金 | 32,723 | 32,723 | — |
| ⑥ 長期借入金 | 100,000 | 100,425 | 425 |
| ⑦ 関係会社長期借入金 | 7,200 | 8,448 | 1,248 |
| ⑧ デリバティブ取引※1 | 5 | 5 | — |

※1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- ① 現金及び預金、② 売掛金、③ 買掛金、④ 短期借入金、⑤ 未払金
 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ 長期借入金、⑦ 関係会社長期借入金
 長期借入金及び関係会社長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- ⑧ デリバティブ取引
 取引先から提示された価格によっております。なお、為替予約の振当処理は、ヘッジ対象と一体として処理しているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|----------------|----------|
| ① 投資有価証券 | 7,216 |
| ② 関係会社株式 | 406,001 |
| ③ その他の関係会社有価証券 | 29,930 |

市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (注1) | 科目 | 当事業年度末 残高(注1) |
|----------------------|--|-------------------|------------------|-----------|------------------------|------------------------|-----------|--------------|-----|------------------|
| その他の 関係 会社 | 中部電力 株式会社 | 愛知県 名古屋市 | 430,777 | 電気事業 | 被所有 直接50% | 燃料販売 保証債務 役員の兼任等 | LNG販売(注2) | 612,182 | 売掛金 | 22,123 |
| | | | | | | | 保証債務(注3) | 68,704 | - | - |
| その他 の 関係 会社 | 東京電力 フュエル&パワー 株式会社 | 東京都 千代田区 | 30,000 | 電気事業 | 被所有 直接50% | 燃料販売 役員の兼任等 | LNG販売(注2) | 1,134,720 | 売掛金 | 86,831 |
| その他 の 関係 会社 | 東京電力 ホールディングス 株式会社 | 東京都 千代田区 | 1,400,975 | 電気事業 | 被所有 間接50% | 保証債務等 | 保証債務(注3) | 11,110 | - | - |
| 子会社 | 株式会社 常陸那珂 ジェネレーション | 茨城県 那珂郡 東海村 | 4,050 | 電気事業 | 所有 間接100% | 役員の兼任等 | 出資(注4,注5) | 8,000 | - | - |
| 子会社 | JERA Freeport Holdings Inc. | アメリカ | 百万米ドル 0 | 投資事業 | 所有 直接100% | 役員の兼任等 | 出資(注4) | 9,619 | - | - |
| 子会社 | JERA Americas Inc. | アメリカ | 百万米ドル 0 | 投資事業 | 所有 直接100% | 役員の兼任等 | 出資(注4) | 67,018 | - | - |
| 子会社 | JERA Trading International Pte. Ltd. | シンガポール | 百万米ドル 302 | 投資事業 | 所有 直接100% | 役員の兼任等 | 出資(注4) | 19,302 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)取引金額には消費税等が含まれておらず、当事業年度末残高には消費税等が含まれております。

(注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注3)「2.貸借対照表に関する注記 (2)保証債務等 (注)」に記載のとおりであります。

(注4)出資は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(注5)新設分割に伴い、株式会社常陸那珂ジェネレーションの株式 8,100百万円及び株式会社常陸那珂ジェネレーションへの長期貸付金 19,230百万円を、JERAパワーインベストメント合同会社へ包括承継しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

| | | |
|------------|---------|-----|
| 1株当たり純資産額 | 39,602円 | 49銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 858円 | 66銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(重要な会社分割)

東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部電力株式会社（以下、「両社」といいます）は、2017年6月8日に締結した合併契約書に基づき、両社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等の当社への統合（以下、「本事業統合」といいます）に向けて、詳細な検討と必要な手続きを踏まえ2018年2月27日の両社の取締役会の決議を経て、本事業統合に係る対象資産・負債の範囲や詳細スケジュール等について合意いたしました。本合意に基づき、両社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を会社分割の方式によって当社に統合させるため、当社は、2018年5月9日の取締役会の決議を経て、同日、両社との間で吸収分割契約を締結（以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます）いたしました。

本件吸収分割については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共同支配企業の形成として処理する予定です。

事業報告

2017年4月1日から
(2018年3月31日まで)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調で推移しました。世界経済は、米国や欧州では景気回復が着実に続くとともに、中国をはじめとするアジア新興国においては持ち直しの動きがあったため、全体としては、堅調に推移しました。

このような中、当社は2017年6月にR&I社より発行体格付の取得、同年10月に米国の天然ガス火力発電事業への参画合意、同年12月にEDF TradingとのLNGポートフォリオの最適化の実施に係る基本合意など、更なる統合効果を発揮してきております。引き続き、承継対象事業の統合効果を最大限発揮できるよう事業運営に努めてまいります。

また、本年2月、東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、「東京電力FP」といいます。）及び中部電力株式会社（以下、「中部電力」といい、東京電力FPと併せて「両社」といいます。）は両社の既存火力発電事業等を2019年4月に当社へ統合することに合意いたしました。本統合により、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンが当社に一元化されます。

当社の当年度の収支の状況につきましては、収益面では、燃料の販売及び配当金の受取などにより、経常収益は1兆8,002億円となりました。一方、費用面では、燃料の仕入などにより、経常費用は1兆7,918億円となりました。

この結果、経常損益は84億円の利益となりました。また、当期純損益は85億円の利益となりました。事業別の業績につきましては、次のとおりであります。

| 区分 | 売上高 |
|------|----------|
| 燃料事業 | 17,847億円 |
| 発電事業 | 11億円 |

(2) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、資源価格の変動、各国のエネルギー政策の動向、環境問題への対応など様々な不確実性を抱えております。

そのような中、2019年4月に東京電力FPと中部電力の既存火力発電事業等が当社へ統合され、本統合により、当社における燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンの構築が完了することになります。

当社では、このバリューチェーンを最大限活用するため、事業開発、販売調達、O&Mの各機能が強みを発揮するだけでなく、各機能間のシナジーを追求して全体最適を実現し、収益を拡大してまいります。

これらの事業活動を通じ、国際競争力ある電力・ガス等のエネルギー供給を安定的に行うとともに、両社グループの企業価値向上を目指してまいります。加えて、日本、さらには世界の人びとの豊かな暮らしと産業・経済の活力向上に貢献してまいります。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資のうち、主なものは以下のとおりであります。

- ・オフィス内部造作工事 77 百万円
- ・オフィス家具、事務機器、通信機器等 77 百万円
- ・ソフトウェアの開発費用等（ERP システム等） 3,803 百万円

(4) 資金調達の状況

借入金

借入額 3 兆 5,651 億円

返済額 3 兆 4,530 億円

(5) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

| 事業譲渡等の日付 | 事業譲渡等の状況 |
|-----------|--|
| 2017年4月4日 | 当社の連結子会社である JERA Trading Singapore（現 JERA Trading 以下「JERAT」といいます。）は、EDF Trading（以下「EDFT」といいます。）の石炭及び石炭船トレーディング部門の人材や同部門が保有する石炭売買契約等の資産を承継しました。また、EDFT の 100%子会社である Amstuw BV の株式全量を取得し、オランダのリートランデン石炭ターミナルの操業権 100% を取得しました。本事業統合により、EDFT は、JERAT の株式の 33.33% を保有しております。 |

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：億円)

| 区分 | 第1期 2016年3月期 | 第2期 2017年3月期 | 第3期 2018年3月期 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高 | 26 | 11,780 | 17,858 |
| 経常利益 | 8 | 89 | 84 |
| 当期純利益 | 5 | 87 | 85 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 100.32 | 892.22 | 858.66 |
| 総資産 | 470 | 5,220 | 6,509 |

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------------|------------|--------|----------------------------------|
| JERA Power International B.V. | 2,620百万米ドル | 100.0% | 海外発電・エネルギーインフラ事業への投資 |
| JERA Australia Pty Ltd | 811百万米ドル | 100.0% | 豪州における燃料事業への投資 |
| Tokyo Timor Sea Resources Pty Ltd | 206百万米ドル | 66.7% | 豪州・東チモール共同石油開発海域内におけるガス田開発事業への投資 |
| JERA Trading Pte.Ltd. | 459百万米ドル | 66.7% | 石炭トレーディング事業 |
| エネルギー・マリン・トランスポート株式会社 | 460百万円 | 70.0% | LNG船輸送事業 |
| JERA Power(Thailand)Co.,Ltd | 20百万タイバツ | 100.0% | タイにおける発電所の運転保守及びエンジニアリングサービス |
| 株式会社常陸那珂エネルギー | 4,050百万円 | 100.0% | 火力発電所の運転・保守及び電力の販売 |
| JERA Americas Inc. | 0百万米ドル | 100.0% | 北米における発電事業への投資 |
| JERA Freeport Holdings Inc. | 0百万米ドル | 100.0% | 北米フリーポートLNGプロジェクトにおけるガス液化事業への投資 |
| JERA Energy America LLC | — | 100.0% | 北米における天然ガス調達・販売 |

(8) 主な事業内容

- ① 燃料調達事業
- ② 燃料上流事業
- ③ 燃料輸送事業
- ④ 燃料トレーディング事業
- ⑤ 国内火力発電所のリプレース・新設事業
- ⑥ 海外発電・エネルギーインフラ事業
- ⑦ その他付帯関連する事業

(9) 主要な事業所

| 会社名 | 事務所名 | 所在地 | 設置年月日 |
|----------|------|------------------|------------|
| 株式会社JERA | 本社 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 | 2015年4月30日 |

(10) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比 |
|------|------|
| 311名 | +27名 |

(注)従業員数は就業員数であります。

(11) 主要な借入先

| 借入先 | 借入残高 |
|------------------|-------|
| 株式会社みずほ銀行 | 510億円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 510億円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 510億円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 100億円 |
| 東京電力フエエル&パワー株式会社 | 36億円 |
| 中部電力株式会社 | 36億円 |

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
50,000,000 株
- (2) 発行可能種類株式総数
普通株式 50,000,000 株
A 種類株式 2 株
- (3) 発行済株式の総数
10,000,000 株
- (4) 発行済種類株式の数
普通株式 10,000,000 株
A 種類株式 1 株
- (5) 株主数
普通株主 2 名
A 種類株式 1 名
- (6) 大株主
普通株式

| 株主名 | 持株数 | 出資比率 |
|------------------|-------------|-------|
| 東京電力フュエル&パワー株式会社 | 5,000,000 株 | 50.0% |
| 中部電力株式会社 | 5,000,000 株 | 50.0% |

3. 新株予約権に関する事項

当社は、2015年9月11日付臨時株主総会決議に基づき、2015年10月1日付で、中部電力及び東電FPに対し、以下のとおり新株予約権を発行しております。

| | |
|------------------------------|--|
| 新株予約権の名称 | 株式会社JERA第1回新株予約権 |
| 新株予約権の数 | 2個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | A種類株式 2株 (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、A種類株式1株) |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができるA種類株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 |
| 新株予約権を行使することができる期間 | 2015年10月1日から2025年9月30日まで |
| 新株予約権を行使する条件 | (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）が、①権利行使時において当社の発行済普通株式（当社が保有する自己株式を除く。）の50%に相当する株式の株主であること、及び②新株予約権の割当て以降に破産手続、会社更生手続等の法的な倒産手続の開始決定を受けたことがないものであることを要する。 (2) その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2017年3月31日現在)

| 氏名 | 地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------------|-------------------------------------|
| (取締役) ヘンドリック・ゴードンカー | 代表取締役会長 |
| 垣見 祐二 | 代表取締役社長 |
| 可児 行夫 | 常務取締役 東京電力フュエル&パワー株式会社 非常勤取締役 |
| 三輪田 達典 | 常務取締役 |
| 佐野 敏弘 | 非常勤取締役 東京電力フュエル&パワー株式会社 代表取締役 |
| 伴 鋼造 | 非常勤取締役 中部電力株式会社 取締役 |
| (監査役) 西村 浩治 | 常勤監査役 |
| 伊藤 裕 | 常勤監査役 |

- (注) 1. 2018年4月1日付で、以下のとおり取締役に異動がありました。
- ・ 伴 鋼造氏は3月31日付で非常勤取締役を辞任いたしました。
 - ・ 小野田 聡氏が4月1日付で非常勤取締役に就任いたしました。
2. 監査役の西村 浩治氏は他社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

| 区分 | 支給人数 | 報酬 | 賞与金 |
|-----|------|-----|-----|
| 取締役 | 4名 | 163 | — |
| 監査役 | 2名 | 32 | — |
| 合計 | 6名 | 196 | — |

(3) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

6. 株主還元に関する考え方

当社は、事業計画の実現に必要な資金、借入金の返済資金並びに不測の事態及び国内外における競争力強化・成長に向けた投資機会に備えて事業会社として合理的に保有すべき余裕資金を内部留保とし、原則として当該内部留保以外の資金を株主に還元いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」について以下のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

I. 取締役は、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「JERA グループ企業倫理

- 基本方針」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれらを遵守させる。
- II. 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
 - III. 適切な意思決定を図るため、社長の諮問機関として、エグゼクティブマネジメントミーティングを設置する。エグゼクティブマネジメントミーティングは、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項等について審議する。
 - IV. 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会、エグゼクティブマネジメントミーティングの議事録その他職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程等に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- ③ リスク管理に関する規程その他の体制
- I. 取締役は、当社及びグループ会社（以下「当社グループ」という。）の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の事業計画に適切に反映する。また、当社グループ全体のリスク管理が適切になされるよう、リスク管理規程等の社内規程を整備する。
 - II. リスク管理は、リスク管理規程に従い、業務所管箇所が職務執行の中で行うことを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的に対応の上、適切に管理する。
 - III. 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とするリスク管理委員会において、リスクの顕在化の予防に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - IV. 大規模地震等の非常災害の発生に備え、情報連絡体制の構築等、適切な体制を整備する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- I. 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、書面決議等も含め迅速な意思決定を図る。
 - II. 取締役の職務執行については、組織及び職務権限規程等において責任と権限を明確にし、取締役、執行役員及び従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
 - III. 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。
- ⑤ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- I. 法令や企業倫理上の問題を相談できる内部通報窓口を設置し、寄せられた事案については、必要に応じて企業倫理委員会で審議のうえ、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、内部通報及び企業倫理委員会規程に従い、厳重に保護する。
 - II. 規程類等管理規程に基づき社内規程を整備し、法令及び定款に基づく職務執行の徹底を図る。
 - III. 執行役員及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査部署が、執行役員及び従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を社長に報告する。社長は、監査結果を踏まえ、必要な改善を図る。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- I. 当社は、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
 - II. 関係会社管理規程等による責任と権限の明確化等により、グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるように努める。
 - III. 職務執行上重要な事項については、関係会社管理規程に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。
 - IV. グループ会社が内部通報窓口を利用できる環境を整えとともに、必要に応じて当社の内部監査担当者が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I. 取締役は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する担当者を設置する。
- II. 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、取締役、執行役員及び従業員並びに当社グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- III. 監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。内部監査部署及び会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって、監査役と協議するとともに実施結果を監査役に報告する。監査役の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該体制の運用状況の概要については、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

2017年度においては、取締役会は18回開催（書面開催5回を含む。）し、法令及び定款所定の事項並びに重要な職務執行について審議し決定している。その他の経営の重要事項等については、エグゼクティブマネジメントミーティングにおいて審議している。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守を実践するため、「株式会社JERA 取締役会憲章」を制定し、会長メッセージと共にJERA社内及び国内外の重要な子会社へ周知している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

社内規程に基づき、適切に情報の保存及び管理を行っている。

③ リスク管理に関する規程その他の体制の運用状況

社内規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、リスク管理委員会及び事業計画策定のプロセスにおいてリスクの状況や対策を確認し、適切に取締役会及びエグゼクティブマネジメントミーティングに報告し、これを事業計画に反映している。

また、非常災害の発生に備え、情報連絡体制の構築・更新ならびに食料・衛生品等の備蓄品整備を図っている。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

社内規程の整備により、取締役の職務執行の責任と権限を明確に定めるとともに、IT環境も整備することにより、取締役、執行役員及び従業員がそれぞれ適切かつ迅速に職務を執行している。

⑤ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

内部通報を受け付ける窓口を、社内及び社外の第三者(弁護士事務所)に設置している。内部通報窓口へ寄せられた事案については、企業倫理委員会に報告し、その対応方針の検討等を行うこととなっている。なお、2017年度における内部通報の受付実績は無かったため、同委員会は開催されていない。

なお、コンプライアンス委員会（旧企業倫理委員会）の定期的な開催に向けた規程改定、及び社内のコンプライアンス意識醸成・定着の為の体制整備が実施されている。

内部監査部署は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性等について、各部署を監査し、

監査結果を社長及び監査役にも報告の上、必要に応じて、改善を求めている。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況

リスク管理委員会や取締役会への定期的な報告を通じ、グループ会社の経営状況やリスク管理状況について適切に統括・管理している。重要な子会社に対しては、内部統制等について現地への情報共有及び意見交換を実施することにより、当社グループの事業基盤確立をすすめている。

内部監査部署は、当社グループ会社の内部統制の整備・運用状況について、監査を実施し、監査結果を社長及び監査役にも報告の上、必要に応じて、改善を求めている。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

監査役直属の監査役付を設置し、専任で配置される1名の職員について取締役からの独立性を確保している。

監査役は、取締役会やエグゼクティブマネジメントミーティングへの出席、職務執行状況の聴取、重要な決裁文書の閲覧等を実施するとともに、内部監査部署及び会計監査人から適宜報告を受けること等により、取締役の職務執行全般を監査している。

監査役は企業倫理委員会の構成メンバーとなっている。

また、監査役の職務について生ずる費用等に関する事項等について適切に運用している。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社 J E R A


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

白羽 龍三 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

湯川 喜雄 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 幹雄 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JERAの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監査役は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果


- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な
事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、
当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい
ても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。


2018年5月24日

株式会社 J E R A

監査役

西村 浩治 

監査役

伊藤 裕 

別添4 JERAの最終事業年度の末日後に重要な財産の処分, 重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは, その内容 (会社法第782条第1項, 会社法施行規則第183条第4号ハ)

JERAは, 平成30年5月9日, 東京電力FPとの間で, 平成31年4月1日を効力発生日として, 東京電力FP分割に係る吸収分割契約を締結しました。東京電力FP分割によりJERAが東京電力FPから承継する資産の額は1兆2,578億円 (概算値) であり, 負債の額は1兆97億円 (概算値) です。

JERA

別添5 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及びJERAの債務(当社が本件分割によりJERAに承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法第782条第1項, 会社法施行規則第183条第6号)

1. 吸収分割株式会社

当社の平成30年3月31日現在の資産及び負債の額は、それぞれ5兆12億円及び3兆5,561億円であります。本件分割により、JERAが当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ1兆1,788億円(概算値)及び6,152億円(概算値)であることから、本件分割後も当社の資産の額は負債の額を上回ることを見込んでおります。

なお、現在、当社の債務の履行に影響を及ぼすような事態の発生は予想されておりません。

以上より、本件分割を行っても、当社の債務の履行に支障をきたすおそれはないものと判断しております。

2. 吸収分割承継会社

JERAの平成30年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ6,509億円及び2,548億円、本件分割により、当社がJERAに承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ1兆1,788億円(概算値)及び6,152億円(概算値)であり、いずれも資産の額が負債の額を上回っております。

また、平成30年3月31日以降本日までの間、JERAの債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、別添4に記載の事項以外に本件分割の前日までにJERAの資産の額及び負債の額が大きく変動することは予想されておりません。また、別添4に記載のとおり、本件分割の効力発生日と同日に効力を生じる東京電力FP分割についても、JERAが東京電力FPから承継する資産及び負債の額は、それぞれ1兆2,578億円(概算値)及び1兆97億円(概算値)であり、資産の額が負債の額を上回っております。したがって、本件分割の効力発生日においてJERAの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、本件分割後のJERAの収益状況について、JERAの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されておりません。

以上より、本件分割によりJERAに承継させる債務については、本件分割の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断しております。





本書は原本と相違がないことを証明します。

平成30年6月1日

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

勝野



